

阿南町下水道事業経営戦略改訂版（全体）

凡例		参考
色		
（総務省より）記入する箇所	A A	（総務省）経営戦略ひな形様式（令和4年1月25日更新）
（総務省より）説明内容	B	（総務省）経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月25日改定）
★ 検討内容	C	経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）
	D	公営企業の経営に当たっての留意事項「経営戦略」策定要領（平成26年8月29日）

別添 2-1

阿南町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 阿南町

事 業 名 : 農業集落排水事業・小規模集落排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度～ 令和 17 年度
(2026 年度～ 2035 年度)

「経営戦略」策定要領 < I 法適用企業 >
1 各事業共通事項

(1) 「経営戦略」は、特別会計を単位として策定することを基本とすること。
(2) 「第1 経営の基本方針」には、各地方公共団体の実情に応じて、当該公営企業の現状と将来見通しを踏まえた、中長期的な経営のあり方、経営目標など、重要な経営方針について記載すること。
(3) 「第2 計画期間」に記載する計画期間は、10 年以上を基本とすること。
(4) 「第3 投資・財政計画」を様式第 2 号により記載する場合には、以下のとおりとすること。
① 消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜き、資本的収支については税込みで作成すること。
② 「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」（総務副大臣通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金をいうものであること。
③ 「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の繰入金をいうものであること。
④ 「投資についての説明」には、施設・設備に関する投資についての見通しを試算した計画（投資試算）において設定した目標（有収率、更新率等）を記載するとともに、「投資試算」において計上している各年度の投資の内容（事業の内容・所要額等）を記載すること。
「投資試算」と均衡させるために投資の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：施設設備のダウンサイジング、優先順位が低い事業のとりやめ、民間活力の活用、広域化など）等についても記載すること。
なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。
⑤ 「財源についての説明」には、投資をはじめとする需要を賄うための財源確保についての見通しを試算した計画（財源試算）において計上している各年度の財源の内容について記載すること。
「投資試算」等と均衡させるために財源の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：内部留保の更なる見直し、料金の更なる見直しなど）等についても記載すること。
なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

「経営戦略」の策定・改定に当たっての事業別留意事項
2 下水道事業

(1) 「経営戦略」の策定・改定に当たっては、都道府県構想と整合性のとれた内容とすることが求められる。なお、都道府県構想は、10 年概成のための整備内容や長期的（20～30 年）整備・運営管理内容を含めた汚水処理手法の選定（整備区域の設定）に主眼をおいた計画であることから、「経営戦略」の策定・改定に当たっては、PPP/PFI、民間委託等による民間資金・ノウハウを活用することもあわせて検討することが重要である。さらに、汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知）により、都道府県が策定することとされている「広域化・共同化計画」とも整合性を図ることが求められる。
また、都道府県構想・事業計画・下水道整備に係る計画等（以下「都道府県構想等」という。）、将来の投資のあり方に関する計画を踏まえつつ、将来にわたり安定的に事業を継続していくことができるよう、投資のあり方について、更なる検討を行い、庁内で議論・合意形成を図ることが望ましい。

(2) 人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討すること。
さらに、既存施設の更新に当たっては、平成 31 年度より下水道の広域化・共同化を行う場合の地方財政措置を拡充されることを踏まえ、施設・設備の長寿命化、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等の検討を行い、効率化に努めること。

(3) 「投資試算」を取りまとめる際には、施設・設備の現状（老朽化の状況や規模・能力等を含む）について分析し、投資の徹底した効率化・合理化に取り組むとともに、更新率・老朽化率・耐震化率等の目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう努めること。

(4) 「財源試算」を取りまとめる際には、人口動態や普及率、水洗化率等の現実的な見通しを踏まえつつ、「投資試算」等との整合性を図ること。その際、あわせて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。

(5) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。また、使用料の設定に当たっては、人口の動向やそれに伴う有収水量の見込み等将来の収支予測も踏まえるよう努めること。

(6) 「経営戦略」は特別会計ごとの策定を基本とするとされているが、下水道事業においては、一の特別会計で複数の汚水処理事業を実施している場合（公共下水道と農業集落排水施設）がある。そのような場合については、将来にわたって適切に汚水処理を行っていくため、事業毎に今後の投資需要を見込むこと及びその財源を見込むことが重要であることから、「投資・財政計画」については、事業毎に策定することが望ましい。なお、都道府県構想等により、経営戦略の策定要請期限の平成 32 年度末までに事業統合が位置付けられた事業については事業廃止が見込まれる事業として経営戦略の策定を要しないこと。

(7) 前章において述べたとおり、「経営戦略」の「計画期間」は、個々の団体・事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要である。

ただし、「投資試算」や「財源試算」に当たっては、中長期（30～50 年超）の推計を行い、経営状況の経年変化・類似団体との比較を踏まえた分析結果等を勘案するなどして、個別事業の実情に応じた合理的な期間を設定することが重要である。

なお、「投資試算」及び「財源試算」における目標の設定に当たっては、当該指標を活用することも可能であり、その際、例えば、普及率が 100%に近い場合は、更新需要に的確に対応するため、施設利用率、管渠老朽化率、管渠改善率等を目標とすることが考えられる。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 6 年度 (供用開始後 31 年) □	法適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	法適（財務規定等のみ一部適用） 令和 5 年 4 月 1 日
処理区域内人口密度	15.61 人/ha (2,139 人、 137 ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	6 処理区 ・ 農業集落排水事業 ・ 小規模集落排水処理事業	4 地区 新野・粟野・深見・北條 2 地区 和合上・和知野	
処 理 場 数	6 箇所		
広域化・共同化・最適 化 実 施 状 況 * 1	実績はありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統合を含む。）、③施設の統合（処理区の統合を伴わない。）を指す。

(説明)

- ・ 供用開始年度…事業の供用が開始された年度。
- ・ 法適（全部・一部適用）・非適の区分…事業の法適（全部・一部適用）・非適の区分。
地方公営企業法の適用を予定している場合は、予定年月日を記載すること。
- ・ 処理区域内人口密度…現在処理区域内人口／現在処理区域面積。
- ・ 流域下水道等への接続の有無…流域下水道など他の下水道事業との接続状況について記載。
- ・ 処理区数…現在の処理区数を記載するとともに、
過去に処理区の統合・縮小・廃止を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。
- ・ 処理場数…現在の処理区数を記載するとともに、
過去に処理場の統合・廃止を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。
- ・ 広域化・共同化・最適化実施状況…
過去に広域化・共同化・最適化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。

★【要確認】数値は外れ値でないか。

【回答：済】OK。

【最終チェック：済】

供用開始年月日

【農業集落排水事業】 H6.4.1 H6 年度 経営戦略策定 R7 年度 → 平成6年度（供用開始後31年）
1994 年度 2025 年度

【小規模集落排水処理事業】 H9.8.1 H9 年度 経営戦略策定 R7 年度 → 平成9年度（供用開始後28年）
1997 年度 2025 年度

処理区域内人口密度 15.61 (人/ha) = $\frac{\text{現在処理区域内人口 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,139 \text{ 人}}{\text{現在処理区域面積 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">137 \text{ ha}}$

【農業集落排水事業】

処理区域内人口密度 15.39 (人/ha) = $\frac{\text{現在処理区域内人口 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,077 \text{ 人}}{\text{現在処理区域面積 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135 \text{ ha}}$

【小規模集落排水処理事業】

処理区域内人口密度 31.00 (人/ha) = $\frac{\text{現在処理区域内人口 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">62 \text{ 人}}{\text{現在処理区域面積 } \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 \text{ ha}}$

終末処理場数(箇所) 6 = 【農業集落排水事業】 4 + 【小規模集落排水処理事業】 2

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	従量制となっています。 水道使用量 1立方メートル当たり 208円（税抜）						
業務用使用料体系の概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の使用料体系はありません。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	農業集落排水事業	令和4年度	4,356円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	農業集落排水事業	令和4年度	4,362円
		令和5年度	4,576円			令和5年度	4,139円
		令和6年度	4,576円			令和6年度	4,171円
	小規模集落排水処理事業	令和4年度	4,356円		小規模集落排水処理事業	令和4年度	4,316円
		令和5年度	4,576円			令和5年度	4,130円
		令和6年度	4,576円			令和6年度	4,160円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

(説明)

・一般家庭用使用料体系の概要・考え方…現行の一般家庭用使用料体系の概要及びそれを採用している考え方等について記載。資産維持費（資金収支方式で使用料を算定している団体においては、資産維持費相当額）の算定の有無についても記載。

・業務用使用料体系の概要・考え方…現行の業務用使用料体系の概要及びそれを採用している考え方等について記載。資産維持費（資金収支方式で使用料を算定している団体においては、資産維持費相当額）の算定の有無についても記載。

・その他の使用料体系の概要・考え方…現行のその他の使用料体系の概要及びそれを採用している考え方等について記載。資産維持費（資金収支方式で使用料を算定している団体においては、資産維持費相当額）の算定の有無についても記載。

- ・条例上の使用料…条例上の使用料の過去3年度分を記載
- ・実質的な使用料…使用料収入/年間有収水量

(記載例)

本市下水道事業では、中期経営計画の計画期間である●年を使用料算定期間とし、算定期間内の営業費用（人件費、薬品費、動力費、減価償却費、修繕費等）及び資本費用（支払利息、資産維持費）と使用料収入が等しくなるように下水道使用料を設定する総括原価方式に基づいている。使用料は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本使用料と従量使用料に区分して設定している。なお、資産維持率は●%を見込んでいる。

【要確認】料金体系、使用料は合致していますか。条例上の使用料と実質的な使用料の対比により、使用者負担の参考とします。

【回答：済】料金体系、使用料いずれもOK。

【最終チェック：済】

諸元:『令和6年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

農業集落排水事業

1 下水道 使用料	(1) 使用料 対象経費	ア. 段階区分	維持管理費の全部 資本費の一部
		イ. 算入率	17.5
	(2) 使用料 体系	01 水道料金比例制	<input type="checkbox"/>
		02 従量制	<input checked="" type="checkbox"/>
		03 累進制	<input type="checkbox"/>
		04 定額制	<input type="checkbox"/>
		05 水質使用料制	<input type="checkbox"/>
		06 その他	<input type="checkbox"/>
	(3) 累進制	ア. 水量ランク数	-
		イ. 最低ランク水量の1m ³ 超過使用料(円/m ³)	-
		ウ. 最高ランク水量の1m ³ 超過使用料(円/m ³)	-
		エ. 累進度	-
(6) 現行使用料施行年月日		R5. 4. 1	
(7) 前回使用料改定年月日		H30. 4. 1	

(8) 現行使用料	ア. 一般家庭用20m ³ /月(円)	4,576
	イ. 業務用100m ³ /月(円)	22,880
	ウ. 業務用500m ³ /月(円)	114,400
	エ. 業務用1,000m ³ /月(円)	228,800
	オ. 業務用5,000m ³ /月(円)	1,144,000
	カ. 業務用10,000m ³ /月(円)	2,288,000
(9) 規模別水量	ア. 20m ³ /月 以下	84,419
	イ. 21m ³ /月～100m ³ /月	88,308
	ウ. 101m ³ /月～200m ³ /月	8,305
	エ. 201m ³ /月～500m ³ /月	17,786
	オ. 501m ³ /月～1,000m ³ /月	7,621
	カ. 1,001m ³ /月～5,000m ³ /月	2,089
	キ. 5,001m ³ /月～10,000m ³ /月	-
ク. 10,001m ³ /月 以上	-	
(10) 使用料改定	ア. 実質使用料改定率	一般家庭用20m ³ /月(%) 平均(%)
	イ. 使用料算定期間(年)	-
		-
(11) 消費税及び地方消費税の転嫁状況		01 全部転嫁

諸元:『令和4年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和4年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和4年度地方公営企業決算状況調査_26 歳入歳出決算に関する調』

令和4年度 条例上の使用料 ※一般家庭における20m³あたりの使用料 4,356 円

実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの 4,362 円 = $\frac{\text{料金収入の合計 } 47,854 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 219,437 \text{ m}^3} \times 20 \text{ m}^3$

諸元:『令和5年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和5年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和5年度地方公営企業決算状況調査_26 歳入歳出決算に関する調』

令和5年度 条例上の使用料 ※一般家庭における20m³あたりの使用料 4,576 円

実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの 4,139 円 = $\frac{\text{料金収入の合計 } 44,429 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 214,661 \text{ m}^3} \times 20 \text{ m}^3$

諸元:『令和6年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和6年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和6年度地方公営企業決算状況調査_20 損益計算書』

令和6年度 条例上の使用料 ※一般家庭における20m³あたりの使用料 4,576 円

実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの 4,171 円 = $\frac{\text{料金収入の合計 } 43,487 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 208,528 \text{ m}^3} \times 20 \text{ m}^3$

諸元:『令和6年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

小規模集合排水処理事業

1 下水道 使用料	(1) 使用料 対象経費	ア. 段階区分	維持管理費の全部 資本費の一部
		イ. 算入率	11.8
	(2) 使用料 体系	01 水道料金比例制	<input type="checkbox"/>
		02 従量制	<input checked="" type="checkbox"/>
		03 累進制	<input type="checkbox"/>
		04 定額制	<input type="checkbox"/>
		05 水質使用料制	<input type="checkbox"/>
		06 その他	<input type="checkbox"/>
	(3) 累進制	ア. 水量ランク数	-
		イ. 最低ランク水量の1m ³ 超過使用料(円/m ³)	-
		ウ. 最高ランク水量の1m ³ 超過使用料(円/m ³)	-
		エ. 累進度	-
(6) 現行使用料施行年月日		R5. 4. 1	
(7) 前回使用料改定年月日		H30. 4. 1	

(8) 現行使用料	ア. 一般家庭用20m ³ /月(円)	4,576
	イ. 業務用100m ³ /月(円)	23,880
	ウ. 業務用500m ³ /月(円)	114,400
	エ. 業務用1,000m ³ /月(円)	228,800
	オ. 業務用5,000m ³ /月(円)	1,144,000
	カ. 業務用10,000m ³ /月(円)	2,288,000
(9) 規模別水量	ア. 20m ³ /月 以下	2,588
	イ. 21m ³ /月～100m ³ /月	2,364
	ウ. 101m ³ /月～200m ³ /月	-
	エ. 201m ³ /月～500m ³ /月	-
	オ. 501m ³ /月～1,000m ³ /月	-
	カ. 1,001m ³ /月～5,000m ³ /月	-
	キ. 5,001m ³ /月～10,000m ³ /月	-
ク. 10,001m ³ /月 以上	-	
(10) 使用料改定	ア. 実質使用料改定率	一般家庭用20m ³ /月(%) 平均(%)
	イ. 使用料算定期間(年)	-
		-
(11) 消費税及び地方消費税の転嫁状況		01 全部転嫁

諸元:『令和4年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和4年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和4年度地方公営企業決算状況調査_26 歳入歳出決算に関する調』

令和4年度 条例上の使用料 4,356 円 実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの $4,316 \text{ 円} = \frac{\text{料金収入の合計 } 1,042 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 4,828 \text{ ㎡}} \times 20 \text{ ㎡}$

諸元:『令和5年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和5年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和5年度地方公営企業決算状況調査_26 歳入歳出決算に関する調』

令和5年度 条例上の使用料 4,576 円 実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの $4,130 \text{ 円} = \frac{\text{料金収入の合計 } 1,091 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 5,283 \text{ ㎡}} \times 20 \text{ ㎡}$

諸元:『令和6年度地方公営企業決算状況調査_33 経営分析に関する調(二)』

『令和6年度地方公営企業決算状況調査_10 施設及び業務概況に関する調』、『令和6年度地方公営企業決算状況調査_20 損益計算書』

令和6年度 条例上の使用料 4,576 円 実質的な使用料 ※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの $4,160 \text{ 円} = \frac{\text{料金収入の合計 } 1,030 \text{ 千円}}{\text{有収水量の合計 } 4,952 \text{ ㎡}} \times 20 \text{ ㎡}$

諸元:『令7年度水道・下水道事業運営審議会 第1回配布資料』

水道・下水道料金のご案内

資料 No. 5

料金(個別)および計算方法

口径 (mm)	基本料金		従量料金(1㎡につき)		
	基本水量(㎡)	料金(円)	11~40㎡の部分	41~110㎡の部分	111㎡~の部分
			料金(円)	料金(円)	料金(円)
13	10㎡	1,731	187	228	244
25		3,839			
40		5,703			
50		7,791			
75		20,523			

水道料金は2ヶ月に1度(偶数月)検針を行い請求しています。

例えば、4月・5月の使用量は6月頭に検針し、6月・7月に割って請求しております。
 4月・5月で20㎡使用した場合、6月に10㎡分の請求・7月に10㎡分の請求となります。
 (休検された場合は、休検月の翌月が最終の請求となるようにまとめて請求をいたします。請求金額が2ヶ月分となりますが、精算によるものとなります。)

口径(mm)	メーター使用料(円)	計算方法
13	81	基本料金 + 従量料金 + メーター使用料金 + 消費税 一般家庭(口径13mm)で20㎡使用したとき 1,731円(10㎡) + (187円 × 10㎡) + 81円 + 368円 = 4,050円
20	152	
25	224	
40	407	
50	1,171	
75	1,731	

口径(mm)	従量料金	計算方法
口径(mm)	1㎡につき(円)	従量料金 + 消費税 一般家庭(口径13mm)で20㎡使用したとき (208円 × 20㎡) + 416円 = 4,576円
一律	208	

※下水道料金へは、下水道のみ加入または下水道のみ別途計測している場合は、メーター使用料が加算されます。

③ 組織

職 員 数	課長1名、係長以下4名、合計5名。 環境水道係は簡易水道、下水道業務を兼任しています。						
事 業 運 営 組 織	建設環境課環境水道係が所管しています。 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">建設環境課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・ 課長 1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">┆</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">環境水道係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・ 係長 1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・ 担当 (正規職員 2名、 会計年度任用職員 1名)</td> </tr> </table>	建設環境課	・ 課長 1名	┆	環境水道係	・ 係長 1名	・ 担当 (正規職員 2名、 会計年度任用職員 1名)
建設環境課							
・ 課長 1名							
┆							
環境水道係							
・ 係長 1名							
・ 担当 (正規職員 2名、 会計年度任用職員 1名)							

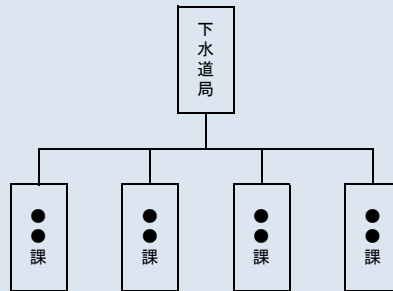
★【要確認】上記でよいか。【回答：済】OK。【最終チェック：済】

(説明)

- ・職員数…決算統計で報告した損益勘定所属職員及び資本勘定所属職員の計を記載すること。
- ・事業運営組織…現在の事業運営組織を記載するとともに、過去に水道部局との統合等、下水道事業の経営健全化を目的とした組織体制の再編を実施した場合には、概要及び実施年度も記載すること。

(記載例)

<事業運営組織>



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守管理業務を民間業者に委託しています。 清掃業務は農業集落排水組合に委託しています。
	イ 指定管理者制度	実績はありません。
	ウ PPP・PFI	実績はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	生活排水施設から発生する汚泥(バイオマス)は、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿ともし尿処理施設で処理されています。また、現在の処理方法は脱水後、炭化処理し再利用をしています。
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	実績はありません。 なお、未利用の土地や施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

★【要確認】公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)では活用がなく、確認させてください。
【回答:済】OK。農業集落排水組合へ清掃業務を委託している。
【最終チェック:済】

諸元:『公営企業の抜本的な改革の取組状況(令和7年3月31日時点)』

抜本的な改革の取組				民間活用			現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人への移行	広域化等	指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	
							●

実施状況

抜本的な改革に取り組みず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

当町は山間僻地に位置し、下水道事業についても小規模なものであるため、事業廃止や民間活用が見込めない状況である。近年においては料金改定を行っているが、一般会計からの繰入金については基準外が発生しており、料金徴収や起債管理等についても他の課の協力をいただき運営しているため、民営化は採算が見込めず不可であるとする。また、近隣町村とは山や谷を隔てており、施設の広域化は望めない状況である。
令和5年度からは公営企業会計へ移行したため、適正な料金体系や事業量を検討し、持続可能な事業運営を行う。

(説明)

- ・民間委託…包括的民間委託を含む民間委託の導入状況又は導入に向けた検討状況を記載。
- ・指定管理者制度…指定管理者制度の導入状況又は導入に向けた検討状況を記載。
- ・PPP・PFI…PPP・PFIの導入状況又は導入に向けた検討状況を記載。
- ・エネルギー利用…消化ガス発電等のエネルギーの有効利用の導入状況又は導入に向けた検討状況を記載。
- ・土地・施設等利用…未利用地や下水道施設の上部空間などの有効活用の状況及び活用に向けた検討状況を記載。

今回の経営戦略の策定・改定までに実施してきた民間活用や施設の統廃合、広域化等の経営健全化の取組について、実施年度や概要、効果等図表を適宜用いながら分かりやすく記載。

(記載例)

- ・市下水道事業では、民間活用や施設の統廃合について検討を行ってきた。●年●月には経営戦略の策定・公表を行い、前述の検討を引き続き行っているほか、広域化・共同化計画策定過程で広域化についても並行して検討を進めているところ。
- ・市下水道事業では、コンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を●年度より開始。●年●月に、「下水道事業公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。等

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

詳細は別紙【経営比較分析表】をご参照ください。

①経費回収率と収支バランスの改善

経常収支比率は100%を大きく上回り、類似団体平均・全国平均を超える水準にあります。一方で、経費回収率は100%に達しておらず、使用料収入のみでは汚水処理費を賄えていない状況です。

主な要因は、経営規模に対して企業債償還金の負担が大きく、その不足分を一般会計繰入金で補っていることにあります。

今後は、費用構造の見直し、料金水準の検証・料金改定による経費回収率の改善など、収入と必要経費のバランス改善に向けた取り組みが必要です。

②施設効率の向上と接続率の改善

施設利用率は類似団体平均と同水準ですが、整備した施設能力に対して実際の処理量が少なく、相対的に固定費負担が重い状況です。

汚水処理原価は類似団体平均・全国平均を大きく下回っており、維持管理費の効率化の成果が表れています。

水洗化率は高水準ですが、引き続き補助制度の活用による接続率の向上等、施設効率の改善を継続する必要があります。

③企業債残高と老朽化対策

企業債残高対事業規模比率は、類似団体に比べ企業債残高が大きい水準となっています。

地理的制約から4施設の統合は困難であり、スケールメリットによるコスト削減が見込みにくいことから、計画的な企業債償還と維持管理費の効率化により、長期的な財政負担の抑制を図ることが求められます。

更新需要を適切に把握するため、必要に応じて診断を行い、その結果に基づき老朽化対策を講じています。

★【要確認】経営比較分析表を主軸に要約。事業指標は別紙、本文に含めない。

【回答：済】OK。

【最終チェック：済】

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

(説明)

経営比較分析表や各種経営指標等を使いながら経営上の課題を抽出させるための現状把握・分析を行う。現状の経営比較分析表を貼り付けただけのものは分析とは言えないので不可とする。下水道事業における主要な指標は経費回収率、汚水処理原価等があるが、特に経費回収率についての分析は最低限記載すること。経費回収率は、使用料収入、繰入金などの収入面、汚水処理費などの支出面の両方の影響を受ける指標であることから、収入と支出の各団体における分析を行うこと。

(記載例)

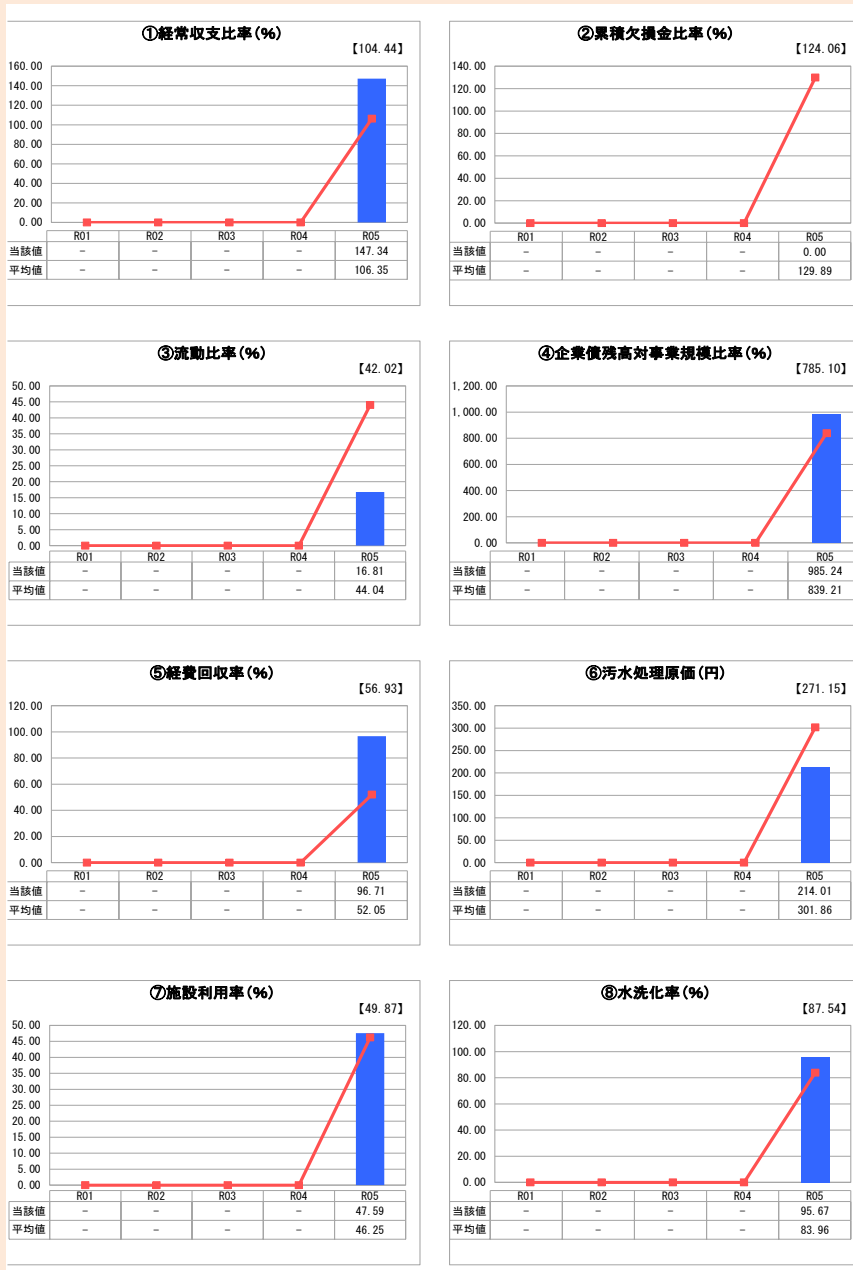
- ・経費回収率が他団体と比較して高く(低く)になっており、その要因としては・・・が挙げられる。
- ・汚水処理原価は他団体と比較して高く(低く)になっているが、・・・の影響が大きいと考えられる。等

（農業集落排水事業）

1. 経営の健全性・効率性（農業集落排水事業）

分析欄

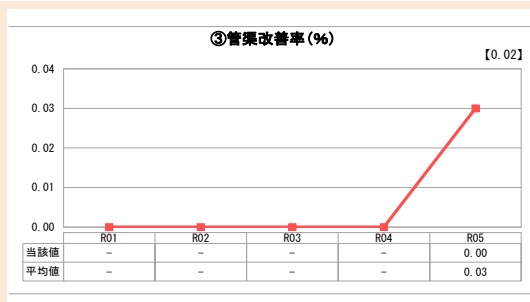
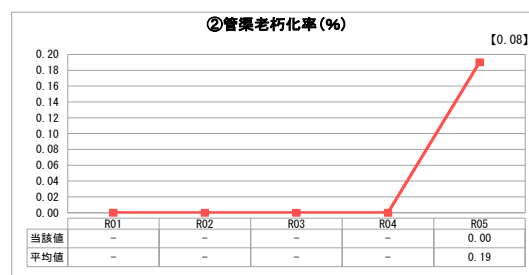
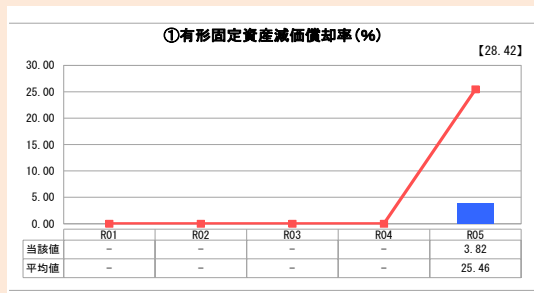
経常収支比率は100%を超えてはいるが、一般会計からの繰入金に大きく依存しているため、さらなる経営改善が必要である。
 企業債残高対事業規模比率は平均値より高く、経営規模に比べて地方債の規模が大きいことによる利払負担が収益圧迫要因となっている。地理的な制限や人口減少等で料金収入の伸びは見込めないため、適正な料金改定を進める必要がある。
 経費回収率、汚水処理原価共に改善傾向にある。施設管理費を抑え、平成30年度に料金値上げを実施した結果であるが経費回収率は100%に満たない。依然として維持管理に占める費用の割合が高く、使用料だけでは賄えていない状況にある。
 さらなる維持管理費の削減等、経営改善を進める必要がある。
 施設利用率が低く、整備した施設が現状では適切な水準の料金収入に結びついていないため、更なる水洗化率向上のため、接続推進に取り組む必要がある。
 施設効率を改善するとともに、更なる料金改定を含めた経営のあり方や、今後の投資のあり方を見直す必要がある。
 なお、令和5年度に料金改定を行い、経営改善を図っている。



2. 老朽化の状況について（農業集落排水事業）

分析欄

供用開始から25年以上が経過し、処理槽の劣化、ポンプ類等設備の故障など老朽化が進み、平成23年度から国庫補助事業を導入して処理場の機能強化工事を順次実施し、令和2年度に完了した。管路は、更新の目安とする30年を経過しておらず、全ての施設の機能診断を行ったが、具体的な更新計画はない。



全体総括（農業集落排水事業）

分析欄

人口減少等に伴う料金収入の減少を見込み、平成30年度の10%程度の値上げに続き、令和2年度に消費税相当程度の値上げを行った。また、令和5年度においても5%の値上げを行った。今後も適正な料金設定のため、定期的な見直しを検討している。

汚水発生量の減少を見込み、全体費用を抑制するため、維持管理費の効率化により管理経費の削減を進める必要がある。

少子高齢化とともに、未接続の家庭は高齢者世帯が多く、経済的負担等の理由により、接続率が伸び悩んでいる現状がある。今後も補助制度により、接続率の向上を図りたい。

地理的な制限があるため、施設の統合による効率化は不可能であり、現在の施設数（4施設）での規模で経営が続く見込み。

（小規模集合排水処理事業）

1. 経営の健全性・効率性（小規模集合排水処理事業）

分析欄

経常収支比率は100%を超えてはいるが、一般会計からの繰入金に大きく依存しているため、さらなる経営改善が必要である。

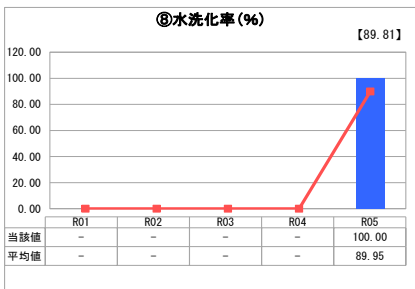
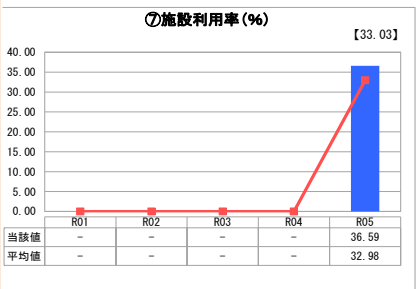
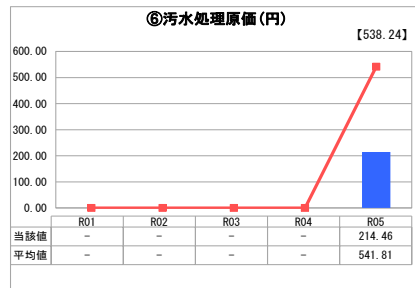
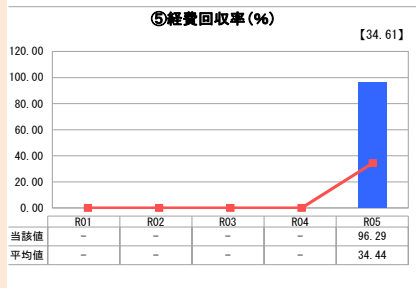
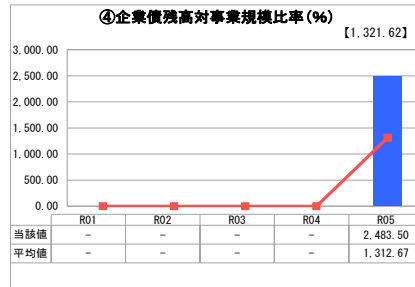
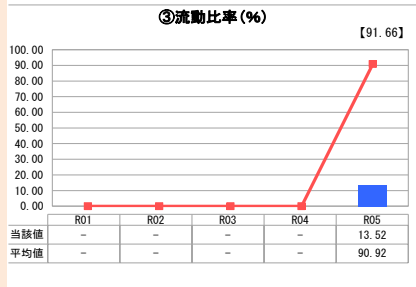
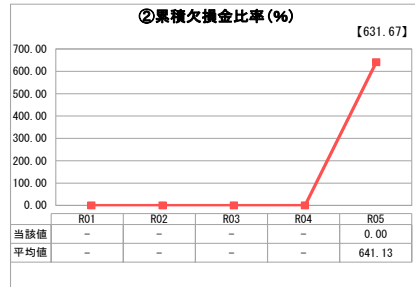
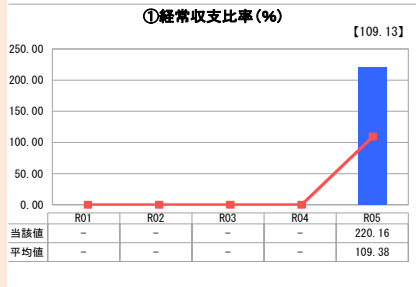
企業債残高対事業規模比率は平均値より高く、経営規模に比べて地方債の規模が大きいことによる利払負担が収益圧迫要因となっている。地理的な制限や人口減少等で料金収入の伸びは見込めないため、適正な料金改定を進める必要がある。

経費回収率、汚水処理原価共に改善傾向にある。施設管理費を抑え、平成30年度に料金値上げを実施した結果であるが経費回収率は100%に満たない。依然として維持管理に占める費用の割合が高く、使用料だけでは賅えていない状況にある。

さらなる維持管理費の削減等、経営改善を進める必要がある。

施設利用率が低く、整備した施設が現状では適切な水準の料金収入に結びついていないため、更なる水洗化率向上のため、接続推進に取り組む必要がある。

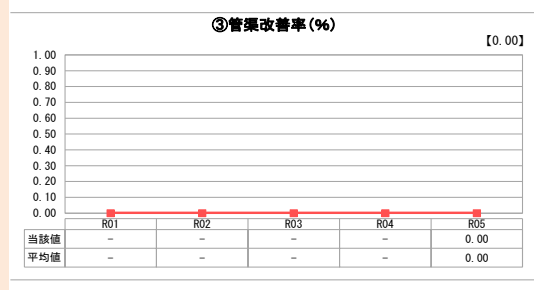
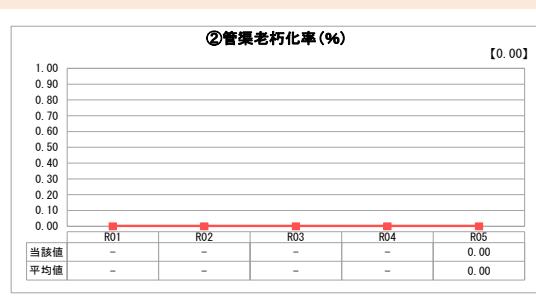
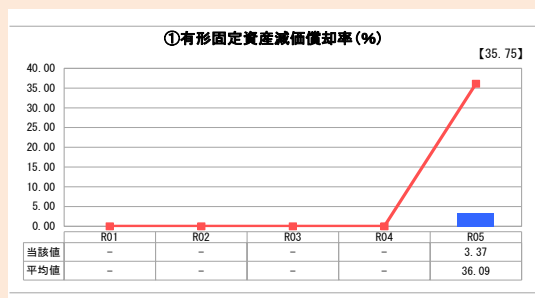
施設効率を改善するとともに、更なる料金改定を含めた経営のあり方や、今後の投資のあり方を見直す必要がある。なお、令和5年度に料金改定を行い、経営改善を図っている。



4. 老朽化の状況について（小規模集合排水処理事業）

分析欄

供用開始から20年以上が経過しており、平成29年度には処理施設の機能診断を行っている。ポンプ類等設備の老朽化が進んでいるため、計画的な老朽化対策を検討している。
 管路については、更新の目安とする30年を経過しておらず、機能診断は実施しているが、具体的な更新計画はない。



全体総括（小規模集合排水処理事業）

分析欄

人口減少等に伴う料金収入の減少を見込み、平成30年度の10%程度の値上げに続き、令和2年度に消費税相当程度の値上げを行った。また、令和5年度においても5%の値上げを行った。今後も適正な料金設定のため、定期的な見直しを検討している。
 汚水発生量の減少を見込み、全体費用を抑制するため、維持管理費の効率化により管理経費の削減を進める必要がある。
 水洗化率94%以上ではあるが、少子高齢化とともに、未接続の家庭は高齢者世帯が多く、経済的負担等の理由により、伸び悩んでいる現状がある。100%を目指し接続率向上への取り組みとして、令和2年度から補助制度を導入している。
 地理的な制限があるため、施設の統合による効率化は不可能であり、現在の施設数（2施設）での規模で経営が続く見込み。

2. 将来の事業環境

現状を踏まえ、将来予測や将来分析を行う。将来の処理区域内人口、有収水量などの将来予測を踏まえた使用料収入や将来の改築を含めた建設改良費などの予測を踏まえ、経費回収率がどのように推移していくのかなどの分析が考えられる。その際は、図表などを使いながら視覚的にわかりやすくすること。繰入については各指標の変化に大きく影響することから一般会計側と繰入額について協議の上記載すること。

(1) 処理区域内人口の予測

① 予測の方法

処理区域内人口の予測にあたっては、【 行政区域内人口の予測 】 × 【 下水道普及率 】 による推計を行っています。

◆ 行政区域内人口の予測

『阿南町デジタル田園都市国家構想総合戦略（第6次阿南町総合計画・人口ビジョン）』の人口目標より設定しています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計（2023）の令和12(2030)年に3,295人となる推計に対して、104人の人口減少の緩和により、令和12(2030)年に3,399人の人口を維持することを目指しています。

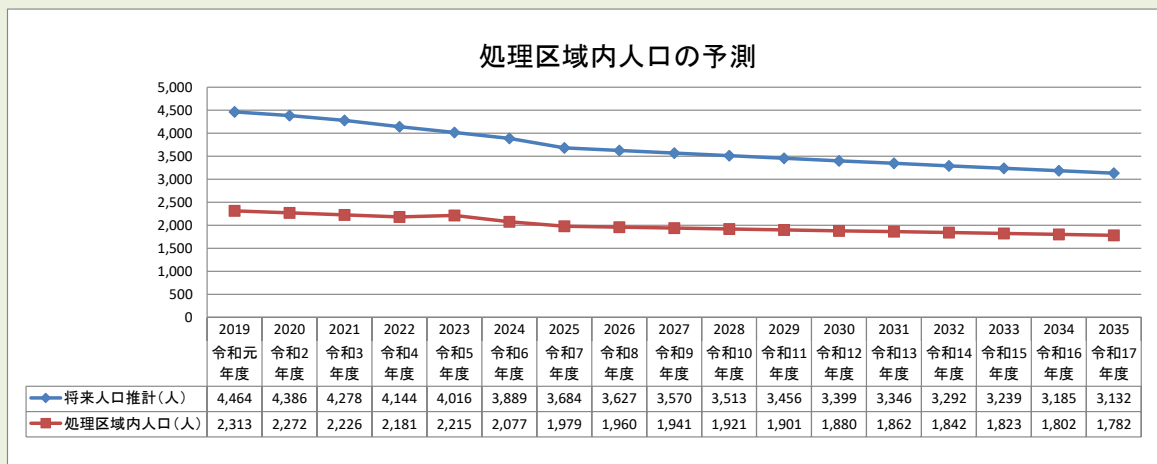
◆ 下水道普及率

行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合です。

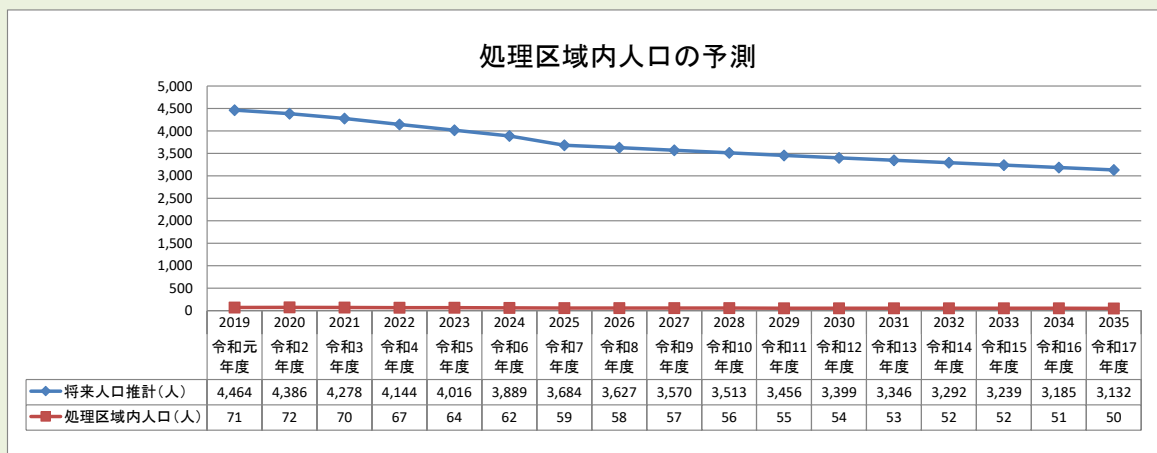
令和6(2024)年度下水道普及率実績を参考(※)に設定しています。

※下水道普及率 = 農業集落排水事業 毎年0.3%上昇、小規模集落排水処理事業 1.59%維持。

②-1 予測の図表 【農業集落排水事業】



②-2 予測の図表 【小規模集落排水処理事業】



★ 【要確認】シミュレーションより①推計方法②グラフ・表を挿入します。

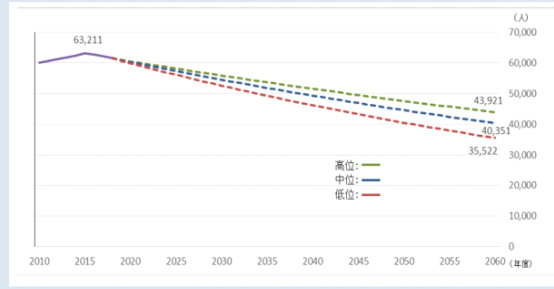
【回答：済】OK。

【最終チェック：済】

(説明)

・処理区域内人口の予測について、図表などを適宜使いながら、予測の方法（考え方）や根拠等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。人口予測の方法例としては、過去の人口増減を基に増減率を算出するほか、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計人口等を適宜活用することが挙げられる。

(記載例)



処理区域内人口予測の推計にあたっては、●●を根拠として行政区域内人口×普及率×人口減少率(※)を採用し、推計を行った。(※) 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口における減少率

(2) 有収水量の予測

① 予測の方法

有収水量の予測にあたっては、【水洗便所設置済人口の予測】×【1人あたりの有収水量】により、有収水量の推計を行っています。

◆水洗便所設置済人口の予測

前述の処理区域内人口の推計に対し、令和6(2023)年度実績の水洗化率(※)を乗じて、設定しています。

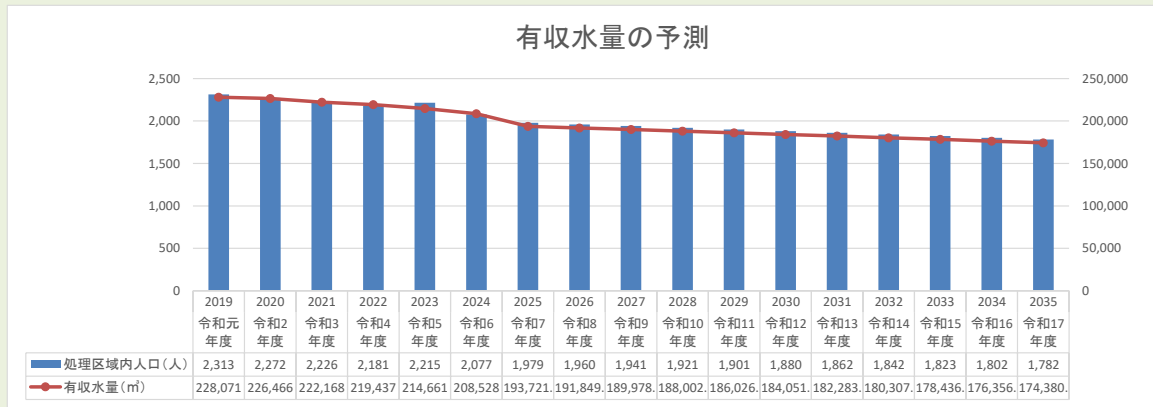
※水洗化率 農業集落排水事業94.13%、小規模集落排水処理事業98.39%。

◆1人あたりの有収水量

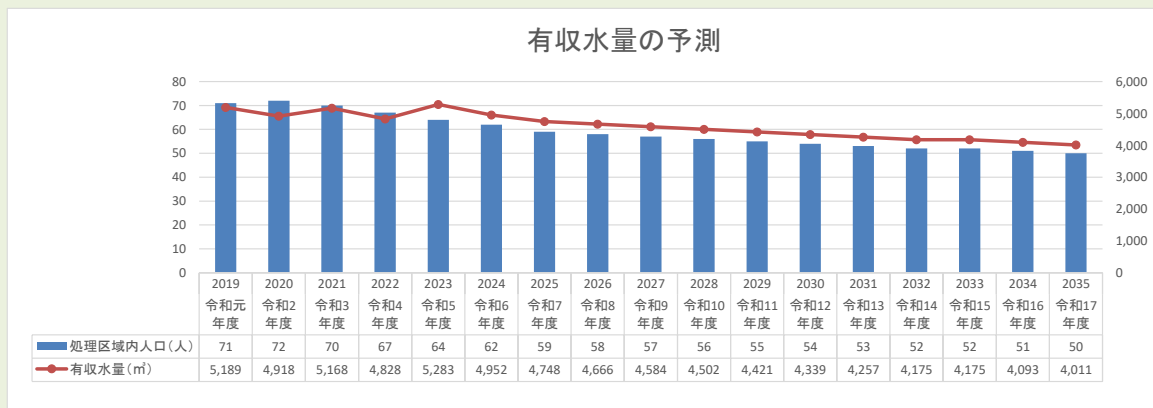
直近2年間(※)の1人あたりの年間有収水量を求め、その平均値より設定しています。

※変動幅・推移を考慮し、対象期間2年間としています。

②-1 予測の図表【農業集落排水事業】



②-2 予測の図表【小規模集落排水処理事業】



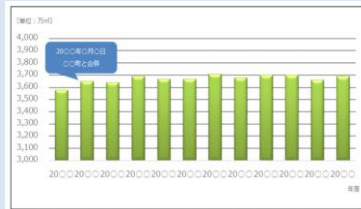
★【要確認】シミュレーションの推計方法、グラフ・表を挿入します。
 【回答：済】OK。 【最終チェック：済】

(説明)

・有収水量の予測について、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)や根拠等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。有収水量予測の方法例としては、過去の有収水量を基に今後の需要を推計するほか、節水トイレの普及状況、接続率等を参考にすることが挙げられる。

(記載例)

年度によって有収水量の増減はあるものの、過去〇年間を通して有収水量は横ばいとなっている。処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、今後は、年間有収水量が減少していくと考えられる。年間有収水量の予測値は、〇〇市人口ビジョンの人口シミュレーション及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を勘案して算出した。



(3) 使用料収入の見通し

① 予測の方法

料金収入の見通しにあたっては、【有収水量の予測】×【使用料単価】による推計を行っています。

◆有収水量の予測

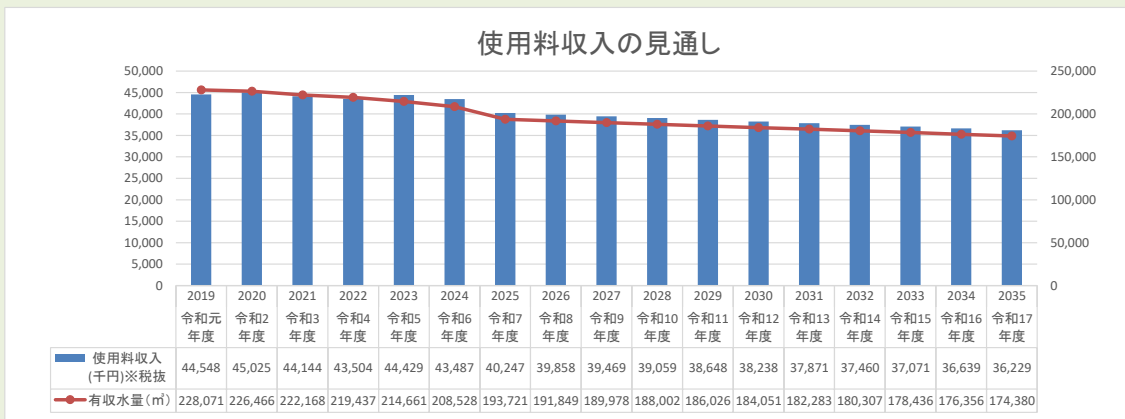
前述の推計のとおりです。

◆使用料単価

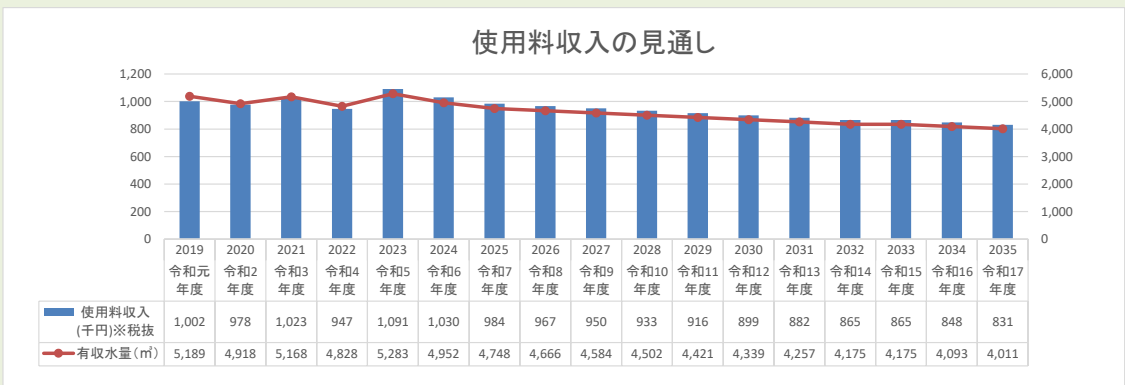
直近2年間(※)の有収水量1m³あたりの年間使用料収入(税抜)を求め、その平均値より設定しています。

※変動幅・推移を考慮し、対象期間2年間としています。

②-1 予測の図表【農業集落排水事業】



②-2 予測の図表【小規模集落排水処理事業】



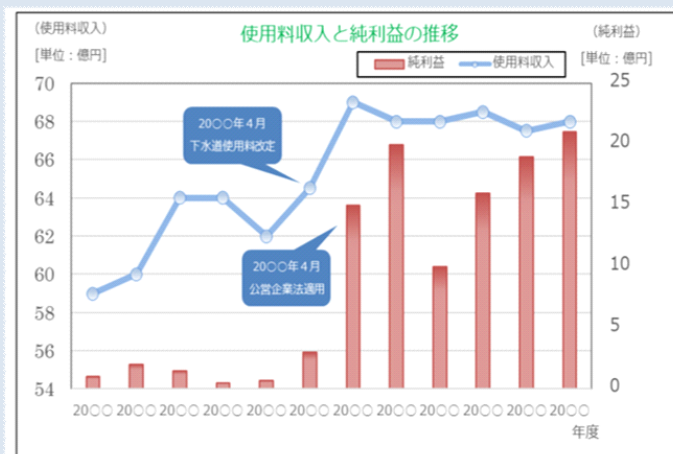
★【要確認】シミュレーションの推計方法、グラフ・表を挿入します。
 【回答：済】OK。
 【最終チェック：済】

(説明)

・使用料収入の見通しについて、図表などを適宜用いながら、見通しの方法（考え方）や根拠等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。使用料収入の見通しの方法例としては、今後の人口推計を基に今後の需要を推計するほか、節水トイレの普及状況、接続率等を参考にすることが挙げられる。将来予定している使用料改定等も踏まえ収入を見込むこと。ここで記載した使用料収入については、財政計画の収益的収入の使用料収入に記載すること。

(記載例)

○年まで面整備により、処理区が拡大すること及び、○年に使用料改定を予定していることから、使用料は○年までは増加していくが、処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、今後は、年間収水量が減少していくと考えられることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。



(4) 施設の見直し

下水道供用開始から30年が経過していますが、処理施設や管渠にはなお10年以上の法定耐用年数が残っており、全面更新は当面の課題ではありません。
 一方で、一部の処理槽やマンホールでは腐食や脆弱化が見られ、機能保全や部分的な改築が必要です。
 今後、老朽化に伴う改築需要の増加が見込まれることから、既存の「最適整備構想」を適宜改定しつつ、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減と、予算の平準化を図っていく必要があります。

『下水道処理施設概要』

R7.3.31現在

処理施設名	新野 浄水センター	粟野 浄水センター	深見 浄水センター	北条 浄水センター	和合上 浄水センター	和知野 浄水センター	合計
供用開始年月日	平成6年4月1日	平成6年4月1日	平成10年9月1日	平成12年6月1日	平成9年6月1日	平成11年6月	
処理区域	新野地区	粟野地区一部	深見・早稲田 ・田上の一部	神子谷・御供 中谷・立谷	和合上の一部	和知野の一部	
計画区域面積	68.0 ha	23.0 ha	27.0 ha	19.0 ha	0.5 ha	1.7 ha	
計画処理汚水量	554 m ³	168 m ³	505 m ³	354 m ³	14 m ³	27 m ³	
日最大汚水量	922 m ³	407 m ³	547 m ³	263 m ³	流量計なし	流量計なし	
日平均汚水量	304 m ³	135 m ³	225 m ³	80 m ³	流量計なし	流量計なし	
管路延長	21,462 m	8,430 m	14,044 m	9,321 m	641 m	1,072 m	54,970 m
実利用人口	827 人	384 人	540 人	260 人	26 人	46 人	2,083 人

★【要確認】最適化構想のとおり。
 【回答：済】OK
 【最終チェック：済】

(説明)

・施設・設備、管渠の老朽化割合、有収水量の予測を踏まえた施設の余剰能力の見通しなどについて、施設の所在地を示す地図等の図表などを適宜用いながら分かりやすく記載すること。ストックマネジメント計画や個別施設計画等の計画との整合性にも留意が必要。ここで記載した施設の見通しについて事業費に置き換えた数値を財政計画の収益的収支の減価償却や資本的支出の建設改良費等に反映すること。

(記載例)

供用開始から〇年が経過しているものの、処理施設や管渠については法定耐用年数はそれぞれ、〇年、〇年とされているため、更新は直近の課題となっていない。

ただし、ポンプ類、ブロワ類及び計器類については、耐用年数がそれぞれ〇年、〇年、〇年であり、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制している。

また、公共下水道に隣接する農業集落排水施設で、老朽化が進み、改築・更新が必要な処理施設については、公共下水道への統合（接続）を検討し、処理施設の集約化と効率化を図っていく必要がある。

(5) 組織の見通し

現状、業務は必要最低限の人員で運営しており、これ以上の人員削減は維持管理の観点から現実的ではないと考えています。

中長期的な業務継続を見据え、職員間での業務継承が円滑に行えるよう、情報の共有を進めるとともに、業務の委託可能性についても検討を進めてまいります。

★【要確認】

【回答：済】OK

【最終チェック：済】

(説明)

・定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表等を適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

(記載例)

技能職員は既に採用を行っていないため、現在の職員が退職する20年後には0人となる。技術職員と事務職員については、退職した職員の分は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しており、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていく。

3. 経営の基本方針

◆憲章より『まちづくりの基本理念』

- (1) 自然を愛し 水と空気の美しい町にします
 - (2) 教育を重んじ かおり高い文化の町にします
 - (3) 福祉の輪を広げ 思いやりのある町にします
 - (4) 産業をおこし 暮らしのうるおう町にします
 - (5) 明るい家庭をつくり 健康で平和な町にします
- を掲げ、真に豊かな暮らしが実現できるまちを創造します。

◆『阿南町デジタル田園都市国家構想総合戦略（第6次阿南町総合計画・人口ビジョン）』より基本方針

- (1) 基本方針
住民が安心して住み続けられるための生活基盤（ライフライン）整備を推進して災害に強いまちづくりに努めます。
- (2) 施策目標
適正な水処理、汚泥処理に努めるとともに、水洗化率の向上を目指す。
- (3) 施策の基本方向
 - ① 農業集落排水施設の充実
～施設の長寿命化と災害対応力の強化～
 - ・設備の老朽化に対応し、適切な維持管理と必要な更新を計画的に実施します。
 - ・使用料の見直しを含め、適正な料金設定により経営の改善を図ります。
 - ・災害時の応急対応体制や制度整備に努め、地域の防災力を高めます。
 - ② 普及率の向上
～接続促進による処理効率の向上～
 - ・未接続世帯への接続促進を図り、農業集落排水および合併処理浄化槽の普及率向上を目指します。

◆『阿南町公共施設等総合管理計画 令和4(2022)年3月改定』より基本方針

- (1) 国の「水循環基本計画」を基本とし、老朽化した下水道や下水道施設をはじめとする水インフラの長寿命化、適切な更新、耐震化など戦略的な維持管理や更新等を推進します。
- (2) 予防保全型の施設管理を実施するための定期的な点検及び調査を実施します。
- (3) 緊急度基準に基づき安全確保のための腐食のおそれの大きい管路等の改築を実施します。
- (4) 健全度基準に基づき長寿命化のため標準耐用年数を経過した施設等の改築を実施します。

- ★【要確認】『阿南町デジタル田園都市国家構想総合戦略』＋阿南町基本理念、『総合管理計画』のまとめを含む内容とする。
 【確認：済】『阿南町基本理念』『総合管理計画』追加とする。
 【最終チェック：済】

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
 ※計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。

(説明)

都道府県構想や事業計画との整合性に留意し、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。また、計画期間内における具体的な取組・目標等も記載すること。団体の他計画(総合計画など)との関連性、位置づけも踏まえ記載。広域化等、民間活用等の抜本的な改革を検討している場合もここに記載すること。広域化等、民間活用等の抜本的な改革については、経営戦略策定時点で都道府県構想や広域化・共同化計画などに位置付けられた取組について記載する。広域化・共同化計画等が未策定の場合であっても庁内での検討状況等について記載。

(記載例)

豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、下水道関連施設の整備を進めるとともに水洗化の促進を図る。

①公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備については、「〇〇構想」に基づき、〇年度整備完成に遅延が生じることのないよう進める。また、大雨による家屋や道路冠水等を防ぎ、安全で快適な生活環境の形成を目的として、雨水幹線の整備も進める。

②水洗化の促進

普及促進については、下水道未接続者への戸別訪問及び水洗化促進の文書を送付するなど水洗化率向上に向けた対応を行ってきたが、更なる効率的、効果的な普及促進活動を行うことを目的として、下水道台帳システムにより水洗化情報のデータベース化を図る。

③下水道施設の老朽化対策

下水道管の耐用年数は50年となっていますが、本市で最も古い管渠は40年以上が経過している。そこで、管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進める。

④下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、〇年度から現在の単式簿記会計から複式簿記会計へ会計方式を切替え、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図る。

⑤広域的な汚水処理計画の策定と実施

公共下水道、農業集落排水の施設において、総合的に判断し、統廃合することにより、効率的で経済的な事業運営に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

計画期間内の収支見通しである投資財政計画については、投資試算をはじめとする支出と財源試算により示される収入が均衡した形で策定すること。

「収支ギャップ」が生じる場合には、都道府県構想等、将来の投資のあり方に関する計画の見直しに向けた検討、維持管理費の削減及び収入増加に係る取組等により「収支ギャップ」を解消することが考えられる。

その解消策として、投資・維持管理両面にわたる合理化・効率化を徹底する上で、各事業者は、適切な汚水処理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」やコンセッションを含む PPP/PFI 方式や包括的民間委託などの「民間活用」を抜本的な改革として位置付け、取り組むことが重要である。

なお、抜本的な改革を具体的に取り組む場合における留意点については、「公営企業のあり方に関する研究会報告書」や「公営企業における抜本的な改革に係る先進・優良事例集」(平成29年3月総務省)を参考にすること。

「投資試算」を取りまとめる際には、施設・設備の現状(老朽化の状況や規模・能力等を含む)について分析し、投資の徹底した効率化・合理化に取り組むとともに、更新率・老朽化率・耐震化率等の目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう努めること。

「財源試算」を取りまとめる際には、人口動態や普及率、水洗化率等の現実的な見通しを踏まえつつ、「投資試算」等との整合性を図ること。その際、あわせて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。

資本的支出

i) 建設改良費

○投資先・投資時期に関する予測方法

都道府県構想等、将来の投資のあり方に関する計画を基本に予測することが求められる。その際、合理的な予測方法として、

✓新設需要・更新需要・その他需要(耐震化等)等、建設改良費に係る需要を合理的な区分に切り分けて算出すること

✓管渠(汚水・雨水)・処理場・ポンプ場等、合理的な資産区分に切り分けて需要を算出すること

✓以下に掲げる時期等、合理的な時期に施設更新を行う前提で更新事業に係る需要を算出すること

- ・庁内で合理的に設定された耐用年数の到来時
 - ・資産の健全度の調査等から導き出した更新の必要度を踏まえた時期
 - ✓投資（新規・更新）の優先順位を踏まえて算出すること
 - ✓広域化等を行う場合には、その場合の必要な事業費を算出すること（施設の統廃合や管渠の接続に要する整備費など）が考えられる。また、流域下水道事業負担金に係る資本的支出については、都道府県担当部局との調整を踏まえた数値や近年の支出の動向を踏まえた数値とすることが重要である。
- なお、管渠の更新については、管渠老朽化率が高く、かつ、管渠改善率が低い場合には、計画的・効率的な更新に取り組む必要があることに留意が必要である。
- 更新・長寿命化にかかる事業費について、ストックマネジメント計画を策定済みの事業にあっては、ストックマネジメント計画の改築計画に記載された事業費等を活用することが考えられる。

○ 建設単価に関する予測方法

都道府県構想等、将来の投資のあり方に関する計画に建設単価（公共工事設計労務単価（農林水産省・国土交通省公表）や都道府県における工事設計に係る積算基準等）の動向が織り込まれていない場合は、当該地域における物価上昇や人件費（労務単価）の上昇等を過去数年の動向も踏まえて反映させることが重要である。

なお、物価上昇や人件費上昇分を賄うだけのコスト削減に係る取組（低コスト工事手法の導入、調達の工夫等）の実施を見込んでいる場合には、その旨を住民・議会に説明した上で、物価上昇等を見込まないことも可能である。

〔各地方団体における建設改良費の見込み方法の事例〕

- ▶ ケース 1
 - ・年間約100億円の上限を設定
 - ・8年間で実施すべき事業を個々に精査
- <新設需要>
 - ・下水道整備に係る計画に基づき、年間の上限額を前提に、地震対策、老朽化対策、浸水対策など他事業との優先順位付けをした上で実施
- <改良・更新需要>
 - ・年間の上限額を前提に、地震対策及び浸水対策など他事業との優先順位付けをした上で実施
 - ・アセットマネジメントの考え方を採り入れた再構築に係る計画の中で、管渠や施設の現在の健全度（施設の劣化状況を数値化した指標）を維持するためには、管渠で約7～20億円/年、施設で約20億円/年の事業費が必要であると試算
 - ・耐用年数は、資産の種類ごとに実績に基づき設定
- ▶ ケース 2
 - ・10年間の「経営戦略」を前期5年、後期5年のアクションプログラムとし、前期事業費260億円、後期事業費250億円を計上
- <新設需要>
 - 【未普及解消事業（管渠・処理場・ポンプ場）】
 - ・市街化区域：整備概成、市街化区域の未整備地区（私道・低宅地）などの解消に要する経費を計上
 - ・市街化調整区域：都道府県構想策定マニュアルに基づいた整備効率の良い箇所の整備に要する経費を計上
- <改良・更新需要>
 - 【長寿命化対策】
 - ・管渠：長寿命化計画に基づき主に耐用年数50年を経過した合流管の改築等に要する経費を計上
 - ・処理場・ポンプ場：長寿命化計画に基づいた機械・電気設備の更新に要する経費を計上
 - 【地震対策】
 - ・管渠等：緊急輸送路下の管路の耐震化及びマンホール浮上防止に要する経費を計上
 - ・処理場・ポンプ場：耐震補強工事、ポンプ無水化、耐津波工事等に要する経費を計上
- ▶ ケース 3
 - <新設需要>
 - 【未普及解消事業】
 - ・汚水処理施設の整備に係る計画に基づき整備予定額を計上
 - 【浸水対策】
 - ・雨水管整備による内水被害解消を目的とし、浸水被害箇所を中心に整備予定額を計上
 - 【流域下水道建設費負担金】
 - ・直近の伸び率をもとに推計し計上
 - <改良・更新需要>
 - 【地震対策】
 - ・地震対策に係る計画に基づきマンホール浮上防止対策工事等の整備予定額を計上
 - 【その他事業】
 - ・処理区の分流化に係る整備予定額を計上
 - ・その他の更新事業費について、過去の実績を勘案し計上

ii) 元利償還金

○ 元利償還金に関する予測方法

既発債の元利償還金については、償還表に基づき、各年度の所要額を積み上げることが求められる。

新発債の元利償還金については、資本的支出（建設改良費等）に係る資本的収入としての起債（下水道事業債（通常分）、資本費平準化債、下水道事業債（特別措置分）等）を確定させた上で各年度の所要額を積み上げ、精緻に予測することも可能だが、建設改良費を全て下水道事業債（通常分）で充当（償還期間は建設施設の耐用年数）することを前提に算定する簡易な方法を探ることも考えられる。

なお、支払利息については、過去数年の推移や周辺同規模団体の利息の状況等を踏まえて設定する方法が考えられる。

資本的収入

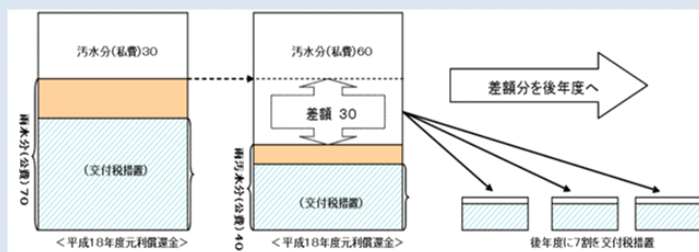
下水道事業債（特別措置分）・資本費平準化債については、個別の通常債ごとに発行可能額を算定し、必要な場合に計上することが重要である。

〔下水道事業債（特別措置分）の概要〕

平成17年度まで、全ての事業について元利償還金の7割を公費負担割合としてきたが、平成18年度に下水道事業に係る公営企業繰出金が見直され、各事業の整備手法と処理区域内人口密度等に応じた割合を公費負担割合とすることに変更した。

このことにより、平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法と処理区域内人口密度等に応じて一定の割合を乗じて得た額を差し引いた額を下水道事業債（特別措置分）に振り替えることとしたものである。

・特別措置分の財政スキーム（分流式：処理区域内人口密度 75 以上 100 未満の場合）



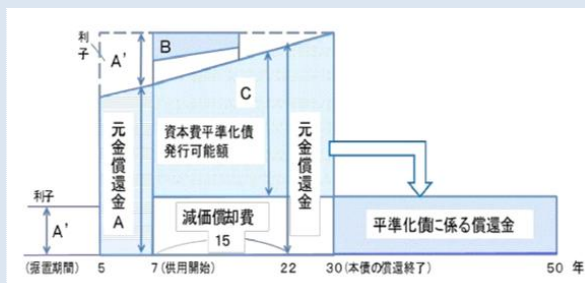
〔資本費平準化債の概要〕

下水道整備は、その性格上、先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量も少なく、処理原価は著しく高くなる傾向がある。このような供用開始当初の高い処理原価を全て利用者から徴収する場合、利用者が負担できないような高い使用料を設定せざるを得なくなるとともに、本来は後年度の利用者から徴収すべき費用も当初の利用者が負担することとなり、世代間の公平に反することとなる。このため、資本費平準化債により資本費の一部を後年度に繰り延べることであった。具体的な対象は以下のとおり。

A：建設中施設に係る元金（供用開始前の施設に係る企業債元金相当額に対する起債）

B：未利用施設の利子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債）

C：建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債（拡大分）・H16～＞）



収益的支出

収益的支出については、必要かつ合理的な額の確保を前提としつつ、徹底した効率化・適正化を図った上で適切に算定することが必要である。

また、広域化等や民間活用を行う場合には、その場合の維持管理費等の見込みについても適切に算定することが必要である。

i) 職員給与費

自団体の職員数・人件費に係る計画や指針等を踏まえるなどして、合理的に予測することが重要である。

〔各地方団体における職員給与費の見込み方法の事例〕

- ▶ ケース1 平均職員給与費（直近予算額÷職員数）×職員数×ベースアップ値
- ▶ ケース2 直近予算額×過去の平均執行率（※）※執行率：予算額と決算額が乖離した率
- ▶ ケース3 直近決算額×過去の平均伸び率
- ▶ ケース4 総人件費見直し指針に基づき、
 - ・正規職員、非常勤職員、再任用職員等ごとの単価×各職員数を年度ごとに算出し計上

ii) 動力費・薬品費

汚水処理水量の動向、雨水処理水量の動向、電気代・ガス代等の燃料単価の動向、施設（処理場・ポンプ場等）ごとの動向等を踏まえて予測することが重要である。

〔各地方団体における動力費・薬品費の見込み方法の事例〕

- ▶ ケース1 直近決算値×過去の処理水量の平均伸び率
- ▶ ケース2 直近決算値×過去の平均伸び率

iii) 修繕費・材料費

過去数年の修繕費・材料費の動向、施設ごとの老朽化状況（委託している施設の修繕を含む）、長寿命化計画等を踏まえて予測することが重要である。

[各地方団体における修繕費・材料費の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1 管渠、ポンプ場、処理場ごとの直近決算値×過去の平均伸び率
- ▶ ケース 2 直近決算額×物価上昇見込み率 (ex1.0%)
- ▶ ケース 3 直近決算額+管内調査費 (管渠の老朽化を踏まえたもの)

iv) 委託料

過去数年の委託料の動向等を踏まえ、個別の委託事務ごとに必要な委託料を積算し、委託に必要な期間にわたって計上することが重要である。

v) 減価償却費

[各地方団体における減価償却費の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1
 - <現有分>
 - ・固定資産システムからの出力値を採用
 - <新規分>
 - ・将来の建設費を基に、減価償却費を算出
 - ・耐用年数、管路50年・処理場33年・残存価格10%
- ▶ ケース 2
 - <現有分>
 - ・システムにて個々の資産の減価償却費を算出
 - <新規分>
 - ・建設改良費の計画額が全額執行されたと仮定して、その税抜額を平均耐用年数44年で減価償却費を算出
- ▶ ケース 3
 - ・既存施設と建設改良に係る計画から試算した減価償却費を算出
 - ・耐用年数：管渠50年、電気設備20年、建物50年、ポンプ設備20年、機械器具購入費10年

vi) 支払利息

[各地方団体における支払利息の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1
 - <既借入>
 - ・現行の償還台帳により算定
 - <新規借入>
 - ・各年度の起債対象事業費を基に次の3区分により算定
 - ア 新設・改築の設備については、利率 0.7%の元利均等償還、据置なしの10年償還
 - イ 長寿命化工事については、利率 0.5%の元利均等償還、据置なしの7年償還
 - ウ 管渠設備については、利率 1.6%の元利均等償還、据置なしの30年償還
- ▶ ケース 2
 - ・下水道整備に係る計画に基づき、将来起債を含む元利償還シミュレーションを実施
 - ・償還年数を30年とし、資本費平準化債 (20年償還) を活用
 - ・借り入れ条件は、固定金利・元利均等償還とし、使用料対象経費の年度間変動幅を抑制
- ▶ ケース 3
 - <既借入>
 - ・企業債償還表により算定
 - <新規借入>
 - ・建設改良事業を補助対象事業と単独事業の区分・起債対象事業と起債対象外事業の区分で整理し、各年度の借入予定額を算出
 - ・償還期間は30年、利率は直近借入利率で算出
 - ・資本費平準化債の新規借入に係る支払利息については、各年度の企業債償還金や減価償却費などから資本費平準化債の算出方法に従って算出 (償還期間は20年、利率は直近借入利率で算出)

vii) 資産維持費

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化 (耐震化等) 等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用 (増大分に係るもの) として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築 (更新) 計画に基づいて算定するものである。 (「下水道使用料算定の基本的考え方」 (平成 29 年 3 月 10 日本下水道協会)) 資産維持費が使用料対象経費として位置付けられたことに伴い、国土交通省において、「将来的な改築需要の増大による使用料対象経費の増大が見込まれる場合には、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが考えられる。」 (平成 29 年 3 月 10 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡) とされたことを踏まえ、資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、適切に積算し計上することが重要である。

viii) その他費用

i) から vii) までの費用以外の費用についても、一つ一つ個別に、過去数年の費用の動向等を踏まえ積算し計上することが重要である。

[各地方団体におけるその他費用の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1
 - <流域負担金>
 - ・流域下水道の経営計画に基づく計画処理水量をベースに、人口減少率を乗じ算出
 - ・負担金の算定は、一般排水と特定排水に分け、それぞれ現行の処理単価を乗じ算出

収益的収入

i) 使用料

直近の決算値の動向等を踏まえて計画期間中の収入を適切に見込むこと。更に、人口の動向、1世帯当たりの使用水量の動向、普及・接続の動向等、使用料収入の将来予測に当たって、個別の団体・事業において影響の大きい要素がある場合には、可能な限りそれを反映させることが重要である。

[各地方団体における使用料収入の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1-1
＜有収水量×使用料単価＞
 - 有収水量：年間処理水量×有収率
 - ・年間処理水量：地区別処理水量原単位（ア）×地区別水洗化人口（イ）
 - （ア）地区別処理水量原単位：過年度実績に基づく設定値
 - （イ）地区別水洗化人口：地区別人口予測値（処理区域内人口）×水洗化率予測値
 - ・有収率：過年度実績に基づく設定値
 - 使用料単価：直近決算値による（年間使用料収入/年間有収水量）
- ▶ ケース 1-2
＜有収水量×使用料単価＞
 - 有収水量：接続世帯数見込×世帯当たり有収水量
 - ・接続世帯数見込：前年接続世帯数見込+新規接続世帯見込（過去3年新規処理開始世帯×接続率見込）
 - ・世帯当たり有収水量：1人当たり有収水量（直近実績値を使用）×人口推計による1世帯人数
 - 使用料単価：直近3か年実績平均
- ▶ ケース 2
 - ・用途別（家事用、家事用外、湯屋用、臨時・その他）使用料収入決算見込額×補正係数（※）
 - ※補正係数＝直近5年間の平均増減率
 - ・大口利用者の進出予定を考慮し該当年度分から加算
- ▶ ケース 3
＜水洗化人口×1人当たり年間使用料+特殊事情＞
 - 水洗化人口
 - ・人口推計を基に、各年度の下水道計画区域人口を按分により算出（R●計画人口とR●推計人口の割合を使用）
 - ・下水道計画区域人口と目標進捗率から、各年度の処理区域内人口を算出（目標進捗率はR●を100%とし、直近決算数字から等差推移させる）
 - ・処理区域内人口と目標水洗化率から、各年度の水栓化人口を算出（目標水洗化率は整備完了3年後=R●を90%とし、直近決算数字を参考に年度ごとに設定）
 - 1人当たり年間使用料
 - ・直近決算数字から「使用料収入/水洗化人口」により基本となる1人当たり年間使用料を算出
 - ・前年の1人当たり年間使用料に99.0%を乗じたものを翌年の数字とする（99.0%は近年の傾向を基に設定した数字）
 - ・使用料改定を計画する年度は、改定率を反映
 - 特殊事情
 - ・大口利用者等の接続が確定しているもののみ、個別に増収予想額を加算する（公共温泉施設の接続など）

ii) 繰入金

財政当局と繰入額や繰入方法について合意事項がある場合には、その合意事項に基づく繰入金額を用いることが重要である。合意事項がない場合においても、財政当局と協議・調整をした上で、その合意に基づく繰入金額を計上するなど、収支赤字額を安易に繰入金で賄う計画としないようにすることが重要である。

[各地方団体における繰入金の見込み方法の事例]

- ▶ ケース 1
 - ・維持管理費分：合流区域に係る修繕、委託、人件費等のうち雨水分を算定（分流雨水の維持管理費は一般会計が所管）
 - ・資本費分：全体資本費に雨水分割合（※）を乗じて雨水分を算定。汚水公費は4割で算定
※直近決算値に過去5年の平均伸び率
- ▶ ケース 2
＜雨水処理費＞
 - ・維持管理費
維持管理経費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費、その他営業費用）から、関連収入を控除したものに雨水分割合を乗じて雨水分を算出
 - ・資本費
減価償却費、資産減耗費に雨水分割合を乗じて雨水分を算出
- ＜雨水処理費以外＞
 - ・水洗便所改造工事助成繰入金、水質監視経費繰入金、高度処理費繰入金：繰出基準に基づき算出
 - ・使用料減免額の補てん分

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	適切な更新計画による施設の維持・更新
-----	--------------------

収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標

(説明)

可能な限り長期間（30年～50年超）で行うこととし、その試算結果及びそれに基づく長期目標を記載。なお、その際は複数の試算を行うこと。

投資の内容等

下水道供用開始から30年経過により、一部施設の老朽化が進行しております。
 施設・管路の劣化状況を把握するための機能診断調査とその結果に基づき、必要な対策方法を定めた既存の『最適整備構想』を適宜改定しつつ、計画的に更新を進めていきます。

収支計画期間内の主な事業内容は以下のとおりです。
 ・管路施設：マンホールの改良・蓋の交換。
 ・処理施設：処理槽の防食工事。
 ・機械・電気設備：機能性能の実績に応じて更新。

『最適整備構想』より事業計画

年度	金額 (千円)	主な内容
R8	2026	0
R9	2027	200,776 【栗野】 防食工事（流量調整槽）、非常用エンジンポンプ、荒目スクリーン、スクリーン室排気ファン 【御供】 水中攪拌ポンプNo1、ばっ気ブロウNo1、破砕機、脱臭ファン
R10	2028	43,826 【御供】 防食工事（2系接触ばっ気槽2室、1系嫌気ろ床槽3室）、制御盤 【深見】 ブロウ、電動機械、計装盤
R11	2029	88,840 【新野】 マンホール464基、防食工事、（1系嫌気ろ床槽1室、原水ポンプ増、1系沈殿槽） 【栗野】 マンホール2基
R12	2030	0
R13	2031	132,490 【新野】 原水ポンプNo.1、ばっ気ブロウNo.1、荒目スクリーン、脱臭ファン、動力制御盤、電磁流量計 【深見】 マンホール蓋863箇所
R14	2032	69,881 【深見】 処理槽内防食塗装
R15	2033	853 【深見】 処理施設ポンプ、ブロウ、盤類
R16	2034	60,130 【深見】 管路、管口補修
R17	2035	5,284 【御供】 構造物鉄筋コンクリート断面修復 【深見】 処理施設ポンプ、ブロウ、盤類

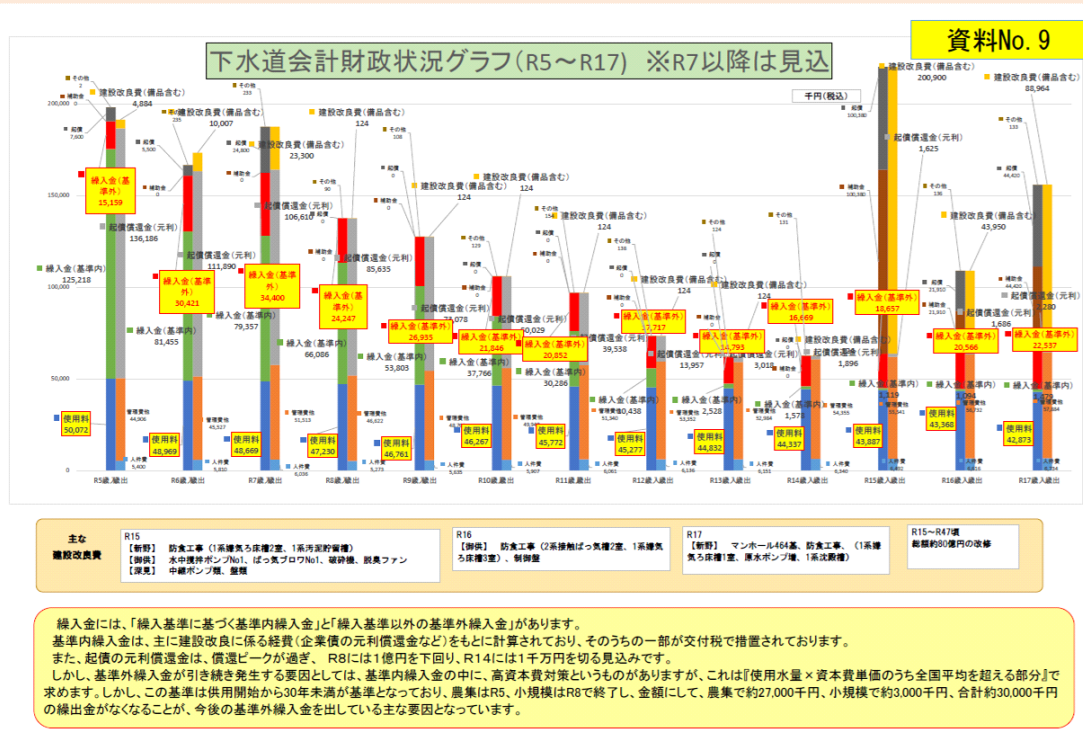
★ 【要確認】 シミュレーションのヒアリング・審議会検討資料より概要をまとめ。
 【回答：済】 最適化構想により、計画的に実施していく。
 【最終チェック：済】

諸元：『阿南町デジタル田園都市国家構想総合戦略(第6次阿南町総合計画・人口ビジョン)』

国の方向 ④ 魅力的な地域づくり ⑤ 地方創生 ⑥ 持続可能な地域づくり	基本方針	基本計画 (施策の展開)	重要業績評価指標KPI(主な成果指標) ※基準値は「R5」、目標値は「R11」の設定		
			成果目標	基準値 (R5)	目標値 (R11)
① 地域が安心して住み続けられるための道路や水道などの生活基盤(ライフライン)や森林整備を推進して災害に強いまちづくりに努めます。	★CATV設備の維持、更新 ★故障記録のアーカイブ化 ★災害時における医療救護の体制づくり ★森林環境譲与税を活用した森林整備、経営管理施設の選定と実施 ★防災・被災の観点から、計画的な森林整備及び景観整備の実施 ★有害菌駆除の実施 ★見名の貯木場の有効活用 ★町有林を活用した森林整備 ★水道設備の老朽化対策 ★有収率の改善 ★適正な料金の検討 ★水道施設の見学の推進 ★危機管理マニュアルの作成 ★災害時への備え ★施設の維持管理(農集排) ★施設の改善(農集排) ★災害に備えた設備・制度などの整備(農集排) ★接続率・普及率の向上(農集排)	森林経営計画の認定箇所数	0	3	
		森林環境譲与税を活用した森林整備及び景観整備実施箇所数(箇所)	4	4/年	
		里山整備利用地域数(団地)	0	1/年	
		景観整備の実施件数(件)	22	22/年	
		管路更新計画の作成	作成	作成	
		有収率(%)	62.7	70	
		水道教室の開催数(回)	4	4/年	
		農業集落排水接続率(%)	84.23	87.5	
		合併浄化槽普及率(%)	78.95	88.72	
		専門員研修の整備の完了(残りkm)	0.9	0	
		点検判定Ⅱ以上の構築接続率(%)	99	99	

No	基本方針	基本計画 (施策の展開)	取組内容
53	①	★森林環境譲与税を活用した森林整備、経営管理施設の選定と実施	・優先的に森林整備が必要な箇所を選定します。 ・森林所有者への森林経営に関する意向調査を行います。 ・意向調査の結果を基に、状況に見合った森林経営ができる箇所を選定し実施します。
54	①	★防災・被災の観点から、計画的な森林整備及び景観整備の実施	・未整備の森林のうち、優先的な箇所を選定し間伐などの森林整備を実施します。 ・森林や観光施設の景観整備、支障木伐採などの環境整備を実施します。
55	①	★有害菌駆除の実施	・有害菌類による森林被害を軽減させるために、有害菌駆除及び防除対策を実施します。
56	①	★見名の貯木場の有効活用	・公共事業などで伐採した木材について、地域内で有効活用し、地域消費の拡大を図ります。
57	①	★町有林を活用した森林整備	・町有林を活用した森林整備を実施します。 ・町有林を活用し、林業体験などの観光に結びつく多面的な取組みを目指します。
58	①	★水道設備の老朽化対策	・老朽化した設備・管路などについて、必要な維持と更新を進めます。 ・管路更新計画を策定し、更新に着手します。
59	①	★有収率の改善	・施設の点検や効率的な漏水調査、修繕を行い、有収率を向上します。
60	①	★適正な料金の検討	・水道、下水道事業運営検討委員会を通じて、適正な料金の検討に努めます。 ・公営企業会計への移行、固定資産台帳の利用を通じて、経営成績(利益・損失)財政状態(資産・負債)の影響を行います。 ・分かりやすい財務情報に基づき住民、議会への情報提供を行うと共に、職員の間でマインドを向上します。
61	①	★水道施設の見学の推進	・学校の授業を通して水道事業の周知と水道を利用することへの節水意識の向上を図ります。
62	①	★危機管理マニュアルの作成	・南海トラフ地震を想定した被災時の対応方針を定め、被災後の迅速な応急給水及び復旧活動の実施を図ります。
63	①	★災害時への備え	・被災時の被害軽減及び迅速な初動対応のため、設備の整備と協定の締結を行います。
64	①	★施設の維持管理(農集排)	・施設の適切な維持管理に努め、必要な設備などの更新を行い施設の長寿命化を図ります。
65	①	★経営の改善(農集排)	・必要な料金の見直しを行い、適正な料金設定に努めます。 ・効率の良い運営・経営に努めます。
66	①	★災害に備えた設備・制度などの整備(農集排)	・災害時の被害軽減及び被災直後の初動対応の円滑化のための設備や制度の整備に努めます。
67	①	★接続率・普及率の向上(農集排)	・未接続のご家庭へ農集排への接続及び合併浄化槽の普及をお願いして接続率の向上を図ります。

諸元：『水道・下水道事業運営審議会 第1回(令和7年10月)』



※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

<取組例>

- ・投資の目標に関する事項
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
- ・投資の平準化に関する事項
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
- ・防災・安全対策に関する事項
- ・その他

計画期間内に実施する主な投資の内容(施設名、時期、金額など)について、図表なども適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

また、収支計画の策定に当たって反映した取組について、内容(対象施設、時期、金額など)に記載すること。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	適切な財源確保による安定経営
-----	----------------

収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標

可能な限り長期間（30年～50年超）で行うこととし、その試算結果及びそれに基づく長期目標を記載。なお、その際は複数の試算を行うこと。

財源の積算の考え方等

維持管理費の効率化により、管理経費の削減を進め使用料収入と管理運営費の均衡を図りますが、施設の機能強化工事実施及び工事実施に使用した起債の償還にあたり、一般会計からの繰入による経営状況が続く予定です。今後は、前述の事業見通しを踏まえ、適正な料金設定による料金回収率と経常収支比率の増加を目指します。

・建設改良費の財源
最適化構想等をもとに、国庫補助金、企業債、一般会計繰入金（基準内）を積み上げています。料金収入のみで賄いきれない場合には、不足額を一般会計繰入金（基準外）で補っています。

・維持管理費の財源
料金収入、一般会計繰入金（基準内）を充当、積み上げています。料金収入のみで賄いきれない場合には、不足額を一般会計繰入金（基準外）で補っています。

※一般会計繰入金（基準内・基準外）
総務省『地方公営企業繰入金について（通知）』の繰出基準に基づき算定した金額を基準内としています。

◆料金収入
令和8年度の料金改定による5%増額を見込み、算出しています。
なお料金の改定・検証にあたり、今後の人口減少による料金収入の減少や光熱費等の高騰状況、安定した事業運営と将来の施設更新需要への備えを鑑み、試算を行っています。
収支計画期間の料金対象経費に対する料金の割合は農業集落排水事業約77.5%、小規模集落排水施設約47.8%です。引き続き、原価についての評価、検証を行っていきます。

◆補助金
社会資本整備総合交付金対象事業費の1/2を国庫補助としています。

◆一般会計繰入金
供用開始から30年未満に対する基準内繰入による交付税措置（高資本費対策）が終了します。
前述の更新需要を見込み、補助金や料金収入などの財源を確保し、一般会計繰入金に依存しないよう努めます。

◆企業債
建設時借入の企業債償還はピークを過ぎました。今後は、老朽化対策等必要に応じて、企業債の発行を予定しています。

★【要確認】シミュレーションのヒアリング概要をまとめ、R8年料金改定を記載。
【回答：済】ヒアリングおよびガイドライン参考にまとめ。
【最終チェック：済】

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。
<取組例>

- ・財源の目標に関する事項
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
- ・企業債に関する事項
- ・繰入金に関する事項
- ・資産の有効活用に関する事項
- ・その他

※経費回収率の目標及び別添の原価計算表などを参考に原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。

財源（使用料、企業債、繰入金、国庫補助等）の積算の考え方等について記載すること。
また、収支計画の策定に当たって反映した財源確保の取組について、内容（対象施設、時期、金額など）を記載すること。
加えて、経費回収率の目標及び別添の原価計算表などを参考に原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の積算の考え方等

<p>◆職員給与費 現状、最大限の効率化が図られており、職員数は現状維持と想定しています。 直近5年間の実績の平均をもとに、昇給等を踏まえ上昇率2%を見込んでいます。</p> <p>◆動力費・光熱水費 今後の処理量に大きな変動はなしと想定しています。 直近5年間の実績の平均をもとに、物価上昇率2%を見込んでいます。</p> <p>◆委託料・修繕費・材料費 定期的に発生し、計画期間内での大きな変動はなしと想定しています。 直近5年間の実績の平均をもとに、物価上昇率2%を見込んでいます。</p> <p>◆支払利息 直近の借入条件をもとに試算しています。</p> <p>汚水発生量の減少を見込み、全体費用を抑制するため、引き続き、維持管理費の効率化により管理経費の削減を進める必要があります。</p>
--

★【要確認】シミュレーションのヒアリング概要をまとめ。
【回答：済】ヒアリングおよびガイドライン参考にまとめ。 【最終チェック：済】

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。

<取組例>

- ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
- ・職員給与費に関する事項
- ・動力費に関する事項
- ・薬品費に関する事項
- ・修繕費に関する事項
- ・委託費に関する事項
- ・その他

投資以外の経費（委託費、修繕費、動力費、人件費など）の積算の考え方等について記載すること。
また、収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組（包括的民間委託、指定管理者制度の導入等の取組も含む。）について、内容（対象施設、時期、金額など）を記載すること。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	地理的な制限があるため、施設の統合による効率化は不可能であり、現在の施設数（6施設）での規模で経営が続く予定です。一方、阿南町の生活排水施設から発生する汚泥（バイオマス）について、現在は、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿ともし尿処理施設で処理されており、今後のし尿処理施設の方針もありますが、人口減少とともに汚泥量の減少、し尿の減少が見込まれるため、飯田下伊那地域内にある現施設の耐用期間後を見据えて、広域で施設運営や処理方法について検討を行い、飯田下伊那へ広域処理施設建設を含め、管理コスト低減とバイオマス有効活用を推進していきます。
投資の平準化に関する事項	『最適整備構想』を基に、劣化等の状況により適切な更新計画へ反映し、投資が平準化するように取り組んでいきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	該当なし
その他の取組	該当なし

★【要確認】ヒアリング概要をまとめ。
 【回答：済】ヒアリングおよびガイドライン参考にまとめ。 【最終チェック：済】

(汚水処理施設の統廃合)

処理場の老朽化に伴い改築・更新が必要な場合において、人口や施設の稼働率等の動向を踏まえ、汚水処理施設を統廃合することが考えられる。その方法としては、都道府県と連携した、流域下水道との接続を始め、公共下水道同士の接続や公共下水道と農業集落排水の接続等がある。

(汚泥処理の共同化)

公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の複数の汚水処理施設における汚泥を、流域下水道等の汚水処理施設で集約して処理することが考えられる。スケールメリットを活かして、全体での処理費用の削減や汚泥を資源化することによる収入の確保などが期待できる。

(維持管理・事務の共同化)

複数市町村の処理場における運転管理業務や日常保守点検業務等を共同発注することが考えられる。
 また、使用料徴収や滞納管理、会計処理、下水道台帳管理、水洗化促進等の事務処理を共同化することも考えられる。集約化によるコスト削減や、少人数での施設管理が期待できる。

(最適化)

・公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備することが考えられる(例えば、人口や有収水量等の動向を踏まえ、農業集落排水施設事業を実施している区域について処理施設を廃止し、公共下水道事業を実施している区域に統廃合(事業の廃止)することや、集合処理により汚水処理を行う予定であった区域について、浄化槽により汚水処理を行う区域に変更し整備するなど)
 ・未普及地域を抱えている場合、最適化が施設整備費・更新投資の将来的な削減につながる重要な手段であることを認識し、一層の検討を行うことが重要である。

(その他)

・新たな処理場の建設や既存の処理場の改築・更新の計画がある場合において、人口や施設稼働率等の動向を踏まえ、当初の計画と比べ処理能力を縮小(投資規模の見直し)することが考えられる。

<投資の平準化に関する事項>

・点検・調査を行い、法定耐用年数を超えている管渠の中でも、改築・更新の必要性の高い管渠から優先的に投資し、改築・更新の必要性の低い管渠については投資を先送りすることも考えられる。
 この際、一部の下水道施設を対象として優先順位等を検討するのではなく、下水道施設全体を対象として優先順位等を検討することが重要である。

<民間活力の活用に関する事項(PPP/PFI など)>

・処理場の老朽化に伴い改築・更新が必要な場合において、民間資金・ノウハウの活用が効率的・効果的であれば、PPP/PFI の手法により整備することも考えられる。例えば、整備が概成し、維持管理が事業の主たる業務の場合、コンセッション方式を導入し、運営権を譲渡する手法を活用することも考えられる。
 ・なお、これらの手法を活用する場合、職員の技術力が低下することのないような配慮・工夫が求められる場合がある。

<その他の取組>

・上記以外の取組を記載。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和8年に料金改定を行います。引き続き、住民・議会への経営状況の情報開示と説明を行い、定期的に料金水準を検証していきます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

★【要確認】ヒアリング概要をまとめ。
 【回答：済】ヒアリングおよびガイドライン参考にまとめ。 【最終チェック：済】

<使用料の見直しに関する事項>

・①将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること、②昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること、③中長期の改築(更新)計画に基づいて資産維持費を算定し使用料対象経費に算入することができること、④使用料収入ではなく、一般会計からの繰入れ(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、汚水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。
 下水道事業の使用料については、「収支ギャップ」解消に係る取組等の合理化・効率化を徹底した場合でも収益確保等が見込めない場合は、上記の観点を踏まえて使用料改定の必要性を検討することが考えられる。

<資産活用による収入増加の取組について>

- ・未利用地や下水道施設の上部空間などの有効活用の状況及び活用に向けた検討状況を記載。

<その他の取組>

- ・上記以外の取組を記載。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状の民間委託を維持していきます。
職員給与費に関する事項	現状の状況を踏まえると職員は、最大限の効率化が図られています。
動力費に関する事項	更新時には、各施設を省電力なものに変更することで省電力化がすすむ一方で、単価上昇も予想されるため増加すると見込んでいます。
薬品費に関する事項	長期的に考えた場合、薬品の単価は上昇していくと見込んでいます。
修繕費に関する事項	供与開始からさらに経過していくため、修繕の頻度が増し、全体として金額が大きくなるのが予想されます。
委託費に関する事項	上記の修繕費のコントロールも含め、設備の点検などを頻繁に行い致命的な故障を未然に防ぐような取り組みをおこなうにあたり、検査委託料等が上昇していくと見込んでいます。
その他の取組	該当なし

★【要確認】ヒアリング

【回答：済】抜本的な削減策がないため現状維持。

【最終チェック：済】

<民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）>

- ・公の施設としての下水道施設について、その設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、管理・運営を民間事業者に行わせる指定管理者制度を活用することが考えられる。
- ・また、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託する包括的民間委託を活用することも考えられる。

<職員給与費に関する事項>

- ・更なる人員削減が可能かどうかを検討し、人事当局と調整した上で、それを反映して将来見込みを行うことが考えられる。また、処理場の廃止や委託等を検討し、実現可能であれば、それに伴う削減額を反映して将来見込みを行うことも考えられる。

<動力費に関する事項>

- ・複数施設で共通の資材について共同で調達するなど、調達に係るコスト削減等を行うことを前提に、将来見込みを行うことが考えられる。また、処理場の廃止や委託等を検討し、実現可能であれば、それに伴う削減額を反映して将来見込みを行うことも考えられる。

<薬品費に関する事項>

- ・動力費と同様。

<修繕費に関する事項>

- ・管路改善率が全国平均より高い場合に、事業運営への影響も踏まえつつ、その修繕ペースを全国平均レベルとすることを前提に、将来見込みを行うことが考えられる。また、処理場の廃止や委託等を検討し、実現可能であれば、それに伴う削減額を反映して将来見込みを行うことも考えられる。

<委託費に関する事項>

- ・施設の維持管理業務について、個別の施設ごとの契約をまとめて契約することや、点検の頻度・方法等をより効率的なものにするなどの削減方法が考えられる。

<その他の取組>

- ・上記以外の取組を記載。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">◆PDCAサイクルの実行 経営戦略はPDCAサイクルにおける計画（Plan）に位置付けられます。 今後は実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）等のPDCAサイクルを確実に実施することが重要です。 検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行います。 また水道・下水道事業運営審議会において経営状況を報告し、意見を求める等、チェック機能の充実に努めます。 これらのPDCAサイクルにより経営状況を的確に把握し、経営の健全化及び効率化に取り組んでいきます。◆進捗管理（モニタリング） 毎年度。◆見直し（ローリング） 計画期間は10年、5年毎に検証を行います。 なお、自然災害等の突発的な事象があれば、スケジュールに関わらず適宜見直しを行います。 見直しにおいては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析と、事業状況や社会情勢に合せた見直しを行い、その結果を反映していくこととします。 経営戦略の改定を行った際は、ホームページ上へ公表し住民等へお知らせします。
---------------------	---

★【要確認】自部門以外の検証チェック機能として審議会、経営戦略の改定5年毎、HP公表など具体的な行動案をまとめました、ご確認ください。審議会による検証チェックの無い場合は「決算において、経営状況・経営指標を再確認いたします。」

【回答：済】OK（水道・下水道事業運営審議会で検証チェック）。

【最終チェック：済】

進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。改定を含め、PDCAサイクルを回して継続的に実施することが重要であり、検証内容、頻度、体制（第三者も含むかどうか）、公表方法について記載。また、毎年、投資・財政計画と実績との乖離を確認し、必要があれば経営戦略の修正を行う必要がある。その結果をどう反映させていくのかスケジュールも踏まえ記載。